

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金(5万円/1世帯)のご案内 受給には手続きが必要です

- ▶ 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(1世帯あたり5万 円)は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月までに家計 急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり 5 万円

給付金の支給時期

市区町村が確認書(または申請書)を 受理した日から○週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和4年度 「住民税均等割が非課税」 の世帯

令和4年1月~12月の収入が 減少し「住民税非課税相当」 の収入となった世帯(家計急変世帯)

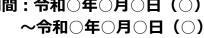
お住まいの市区町村から 確認書が届きます(要返送) ※一部申請が必要な場合があります

令和4年9月30日時点で住民登録のある 市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間:令和〇年〇月〇日(〇)



申請時点で住民登録のある市区町村に 申請してください。

【申請書配布先】00000、00000など

詳しくは裏面「Ⅱ」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

令和4年度住民税(均等割)が非課税の世帯 Т

世帯の全ての方が、令和4年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、市区町村から、給付内容や確認事項が書かれた 確認書が届きます。
- 中身を確認して、市区町村に返信してください。 【確認事項】
 - ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
 - ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



各市町村における

世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、中請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に お住まいの市区町村の窓口に、直接または郵送でご提出ください。

予期せず家計が急変したことで収入が減少し、 π 世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和4年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍)が市町村民税均 等割非課税水準以下であることを指します。(適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ

(一例) 住民税非課税となる年間給与収入の目安(東京都区部の場合) 単身の場合:100万円以下、母・子(1人)の場合156万円以下

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに お住まいの市区町村の窓口に、直接または郵送でご提出ください。
 - 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を 申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。





自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合 は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金コールセンター



3 0120-526-145

受付時間 9:00~20:00 (土日祝、12/29~1/3を除く)

○○市コールセンター

「住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金」窓口

0120-000-000

受付時間 平日9:00~18:00